芽室町哺育育成施設整備工事　制限付一般競争入札　実施要項

1. 工事概要

(１)工　事　名　　芽室町哺育育成施設整備工事【第1工区～第3工区】

(２)工事場所　　河西郡芽室町北明西８線41-1、43-1の内

(３)工　　　期　　議会議決後～令和3年3月31日

２．入札に関する条件等

（１）入札参加者の構成

①　建築、電気、機械の３業種（建築は２者以上の甲型企業体、その他業種は甲型企業体

も可）で構成する「異業種特定建設共同企業体」（乙型企業体）とします。

②　各業種は、芽室町及び帯広市内に本社（店）があるもので構成することとします。

③　建築の代表企業が異業種特定ＪＶの代表企業となります。代表企業は、本入札への参

加手続きや落札者となった場合の契約協議など、本町との調整・協議等における窓口役

を担うものとし、１つのＪＶの構成員は、他のＪＶの構成員になることはできません。

（２）参加資格要件等

入札参加資格の確認基準日（以下「基準日」という。）は、参加資格確認申請書の提出期限日とします。なお、入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者が、基準日以降、落札者決定日までに入札参加資格要件を欠く事態に至った場合には、当該入札参加者は失格とします。また、次の全ての事項に該当しなければ、この入札に参加することはできません。

1. 令和２年度の芽室町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
2. 建設業法第28条その他関係法令等による営業停止処分を受けていない者であること。
3. 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の４の規定のほか、以下に該しな

　　 い者であること。

ア．手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者又は６か月以内

に手形、小切手を不渡りした者

イ．会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所

からの更生手続開始決定がされていない者

ウ．民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所

からの再生手続開始決定がされていない者

1. 芽室町暴力団排除条例(平成25年３月26日条例第26号)に定める暴力団、暴力団又

はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

1. 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成８年３月29日訓令第３号）に基づく

指名停止の措置を受けていないこと。

（３）建築工事の甲型建設共同企業体の構成企業要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 異業種特定建設共同企業体 | | 建築・電気・機械 |
| 建築工事特定ＪＶ代表者  （異業種特定ＪＶ代表） | 業種 | 建築一式 |
| 建設業の許可 | 特定建設業者であること |
| 経営規模等評価の総合評定値 | 850　点以上 |
| 住所要件 | 芽室町及び帯広市内に本店を有する者 |
| 総括責任者 | 一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること  ※現場代理人と兼任することが可能 |
| 現場代理人 | 一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること |
| 監理技術者 | 一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること |
| 建築工事特定ＪＶ  構成員(うち一者) | 業種 | 建築一式 |
| 建設業の許可 | 特定建設業者または一般建設業者であること |
| 経営規模等評価の総合評定値 | 700　点以上 |
| 住所要件 | 芽室町に本店を有する者 |
| 主任技術者 | 一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること |

1. 令和２年度の芽室町競争入札参加資格者名簿において、建築工事に登録されていること
2. 総括責任者は、現場代理人と兼任することができます。
3. 総括責任者は、代表企業に常勤で３か月以上の恒常的な雇用関係があること。
4. 総括責任者は、一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。
5. 本業務の現場代理人として次の要件を満たす者を契約日から竣工・引渡し日まで専任で配置できること。

ア．代表企業に常勤で３か月以上の恒常的な雇用関係があること。

イ．一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。

⑦　本業務の監理技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から完了まで専任で配置できること。

ア．代表企業に常勤で３か月以上の恒常的な雇用関係があること。

イ．一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。

（４）電気工事の企業要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 異業種特定建設共同企業体 | | 建築・電気・機械 |
| 電気工事代表者 | 業種 | 電気工事一式 |
| 建設業の許可 | 特定建設業者または一般建設業者であること |
| 経営規模等評価の総合評定値 | 650　点以上 |
| 住所要件 | 芽室町及び帯広市内に本店を有する者 |
| 監理技術者 | 一級電気工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること |

1. 令和２年度の芽室町競争入札参加資格者名簿において、電気工事に登録されていること。

②　監理技術者として下記の要件を満たし、建設業務の開始から完了まで専任で配置できること。

ア．代表企業に常勤で３か月以上の恒常的な雇用関係があること。

イ．一級電気工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。

（５）機械工事の企業要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 異業種特定建設共同企業体 | | 建築・電気・機械 |
| 機械工事代表者 | 業種 | 管工事一式 |
| 建設業の許可 | 特定建設業者または一般建設業者であること |
| 経営規模等評価の総合評定値 | 650　点以上 |
| 住所要件 | 芽室町及び帯広市内に本店を有する者 |
| 監理技術者 | 一級管工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること |

1. 令和２年度芽室町競争入札参加資格者名簿において、管工事に登録されていること。
2. 監理技術者として下記の要件を満たし、建設業務の開始から完了まで専任で配置できること。

ア．代表企業に常勤で３か月以上の恒常的な雇用関係があること。

イ．一級管工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。

３．入札参加申請書の提出期限及び提出場所

　（１）提出期限　　令和2年６月1日（月）１７：００

（２）提出場所　　総務課契約管財係